

株式のご案内

株式会社商工組合中央金庫

1. 株式情報

・発行可能株式総数	普通株式 4,000,000,000株 危機対応準備金株式 10株
・発行済株式総数	2,186,531,448株
・決算期	3月31日
・基準日 定時株主総会 期末配当金受領株主確定日	3月31日 3月31日
・定時株主総会開催時期	6月下旬
・単元株式数	1,000株
・公告方法	電子公告 ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

2. 株式事務のご案内

・株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
・事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
・お問合せ先・郵便物送付先	三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 電話：0120-232-711（通話料無料） （受付時間土・日・祝祭日を除く9:00～17:00） 送付先：〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
・取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店

3. 株主資格

- 当社は、中小企業金融の円滑化を目的とする金融機関であり、株式会社商工組合中央金庫法第6条により、株主資格が、政府のほか、中小企業組合等と株主である中小企業組合の組合員に限定されています。
- 株式の名義書換請求は、前項三菱UFJ信託銀行株式会社本支店にて受付いたしますが、資格審査の結果名義書換をお断りする場合がございますのであらかじめご了承ください。

＜株主資格がない方が当社の株式を取得した場合の取扱い＞

株主資格の無い方が株式を取得されても、株式を自己の名義に書換えることができません（株主名簿上の株主になることができません）ので、株主総会の議決権や剰余金配当請求権等を行行使することができません。

＜株主が株主資格を喪失した場合の取扱い＞

株主資格を喪失した株主は、議決権を行行使することができなくなります（剰余金配当請求権は引き続き行使することができます）。例えば、株主である組合員が所属する中小企業組合（株主）を脱退する場合等が株主資格の喪失に該当し、その場合は、他の中小企業組合（株主）に所属していただくことで、株主資格を取得し、議決権を行行使できるようになります。

◆株主資格を有する団体とその要件◆

（株主資格に関するお問い合わせは、最寄りの営業店（<https://www.shokochukin.co.jp>）にお願いいたします。）

3. 株主資格

	団体名	要件
①	政府	
②	協同組合、協同小組合、共済協同組合、共済協同小組合、 火災共済協同組合、信用協同組合、信用組合、 協同組合連合会、協同小組合連合会、 火災共済協同組合連合会、信用協同組合連合会、 共済協同組合連合会、共済協同小組合連合会、企業組合	
③	協業組合、商工組合、工業組合、商業組合、 商工組合連合会、工業組合連合会、商業組合連合会	
④	商店街振興組合、商店街振興組合連合会	
⑤	生活衛生同業組合 生活衛生同業小組合 生活衛生同業組合連合会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金 若しくは出資総額5千万円（卸売業を主たる事業とする者につ いては、1億円）以下、又は常用雇用者50人（卸売業又は サービス業を主たる事業とする者については、100人）以下。
⑥	酒造組合 酒造組合連合会 酒造組合中央会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金 若しくは出資総額3億円以下、又は常用雇用者300人以下。
⑦	酒販組合 酒販組合連合会 酒販組合中央会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金 若しくは出資総額5千万円（酒類卸売業者については、1億 円）以下、又は常用雇用者50人（酒類卸売業者については、 100人）以下。
⑧	海運組合 海運組合連合会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金 若しくは出資総額3億円以下、又は常用雇用者300人以下。
⑨	輸出組合 輸入組合	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金 若しくは出資総額1億円（小売業又はサービス業を主たる事業 とする者については5千万円、商業又はサービス業以外の事業を 主たる事業とする者については3億円）以下、又は常用雇用者 100人（小売業を主たる事業とする者については50人、商 業又はサービス業以外を主たる事業とする者については、300 人）以下。
⑩	市街地再開発組合	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金 若しくは出資総額5千万円（卸売業を主たる事業とする者につ いては1億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とす る者については3億円）以下、又は常用雇用者50人（卸売 業又はサービス業を主たる事業とする者については100人、商 業又はサービス業以外を主たる事業とする者については、300 人）以下。
⑪	②～⑩のうち株主であるものの直接または間接の構成員	
⑫	都道府県中小企業団体中央会若しくは全国中小企業団体中 央会又はそれらの直接若しくは間接の構成員	
⑬	商工会議所又は日本商工会議所	
⑭	商工会、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会	
⑮	第一種金融商品取引業者（※）	

（※）金融商品取引業者のうち、①～⑩に該当しない方は、株主としての権利を行使することができません。
金融商品取引業者として株式の名義書換請求を行う場合は、その旨書面でお申出ください。

4. 株式の売買

・商工中金の株式は、以下の方法により、売買を行うことができます。

(1) 相対売買

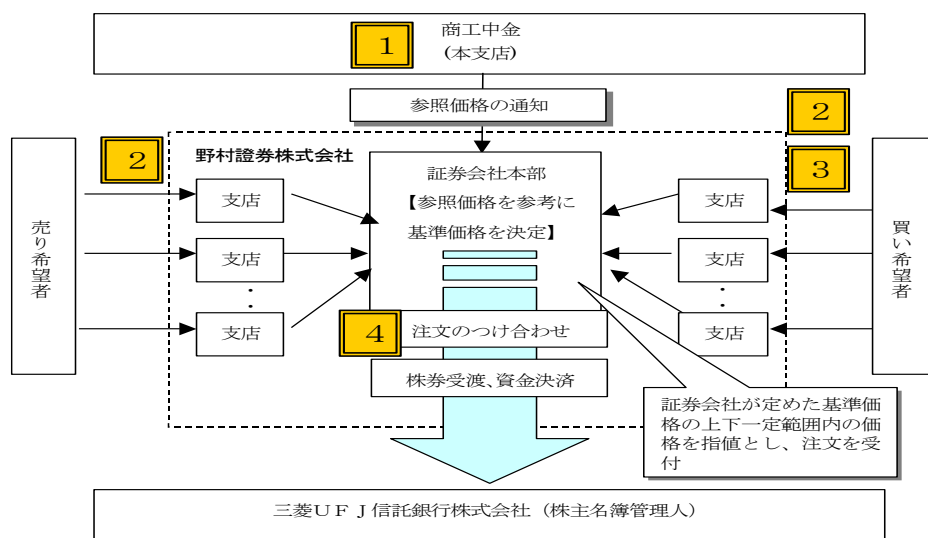
・他の中小企業組合や株主である中小企業組合の組合員と相対で売買を行う方法です。

・商工中金は金融商品取引法の規定により相対売買に関与することは出来ませんのでご注意ください。

(2) 証券会社の店頭扱いによる売買

・野村證券株式会社の日本国内の本支店でご注文を受け付け、同社の中で、そのご注文のつけ合わせを行う方法です。

◆証券会社の店頭扱いによる株式の売買の仕組み◆



1 仕組みの周知

・商工中金は、株式を取得するための方法や、株主資格制限等の留意点について、中小企業組合やその組合員の皆様に幅広くお知らせします。

2 注文の受付

・売買の注文は、野村證券株式会社の日本国内の本支店で受け付けます（郵便によるお申込も可能です）。

・注文価格については、「基準価格」（注）の上下一定範囲内の価格を指値していただきます。

（注）商工中金が専門家の意見を基に定める価格を参考として、野村證券株式会社が「基準価格」を決定します。

・「基準価格」及び直近の取引価格は野村證券株式会社でお知らせします。

・株式取得の注文は株主資格を有する方(中小企業組合と商工中金の株主である中小企業組合の組合員)からのみ受け付けます。

3 株主資格の証明

・株式取得の注文の際は、株主資格を証する書類として、商工中金所定の「株主資格証明書」と証明書類（組合の場合＝登記事項証明書、組合員の場合＝登記事項証明書及び組合員名簿の写し等）を野村證券株式会社に提出していただきます。（但し、すでに株主名簿に記載されている株主の方は、原則として提出不要です。）

4 注文のつけ合わせ

・売り注文と買い注文のつけ合わせは、毎月15日（営業日でない場合は翌営業日）に行います。

（売り注文はつけ合わせの14営業日前、買い注文は5営業日前を締切とします。）

・価格優先・時間優先（注）で約定されます。但し、2020年2月のつけ合わせより、値幅の上限又は下限に張り付いた場合は証券取引所制度にならい、「ストップ配分」方式が採用されております。

（注）高い価格の買い注文、低い価格の売り注文が優先され、同一価格の注文は、先に行われた注文が優先されます。

・売買手数料の料率は、野村證券株式会社が上場株式の売買に適用している料率と同率です。

5. 株式の売買に関するQ&A

Q 1：相対売買の具体的方法を教えてください。

A1

・相対売買は、株主資格のある他の中小企業組合や株主である中小企業組合の組合員と相対で売買を行う方法です。具体的な手続きは以下のとおりです。

STEP1

・売り手と買い手との間で株式譲渡価格・株数を決めた上で、商工中金株式の譲渡を行います（※）。
・なお、商工中金は株券発行会社となりますので、譲渡には必ず「株券」が必要です。株券の不所持制度を利用している場合は、事前に株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行に「株券再発行請求書」を提出し、株券の交付を受けておくことが必要です。

（※）商工中金は、金融商品取引法の規定により、売り手と買い手を仲介することは出来ません。
また、価格についても決定する立場にありません。

商工中金株式を「〇株、〇〇円で譲渡する」ことを決定します。



STEP2

・株式譲渡を受けた組合/組合員は、名義書換手続きを行います。



STEP 1 の後は、株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）に対して以下の書類をご提出ください。
なお、必要書類（株券及び※2,5を除く）は株主名簿管理人から様式をお受け取りください。

		必要書類
今回初めて商工中金の株主名簿上の株主になる方		・株式名義書換請求書 ・株券（裏書済み） ・ 株主資格証明書 ※5 ・株主資格を証明するための添付書類※2 ・株券不所持申出書※3
既に商工中金の株主名簿上の株主である方	（1）株主資格を喪失している方、「届出事項変動通知書」※1を受領した後、株主資格証明を行っていない方	・株式名義書換請求書 ・株券（裏書済み） ・株券不所持申出書※3
	（2）（1）以外の方	・株式名義書換請求書 ・株券（裏書済み） ・株券不所持申出書※3

※1「届出事項変動通知書」

当初商工中金に対して表明している内容では株主資格が充足されない株主の方に送付しています。
（例えば、所属団体が商工中金の株式を全て売却した場合及び所属団体が株主資格を喪失した場合に、当該団体の構成員である商工中金の株主の方に対して送付します。）

※2 株主資格を証明するための添付書類

	必要書類
団体の場合	・登記事項証明書（名義書換請求日の過去3ヶ月以内に発行されたもの）
構成員の場合	・登記事項証明書（名義書換請求日の過去3ヶ月以内に発行されたもの） ・次のいずれかの書類 1. 所属団体の組合員名簿の表紙（組合名が記載されているページ）及び商工中金の株主となる構成員の名称等が記載されている名簿のページをホッチキス止めしたもの 2. 所属団体が所属を証明する書類 ※5

※3 名義書換後に株券の保有を希望されない場合

※4 上記のほか、配当金を振込で受け取ることを希望される場合は「配当金振込指定書」の提出も必要となります。

※5 当金庫所定の様式となります。当金庫HPよりダウンロードいただけます。

お手続きに関するご照会は株主名簿管理人
（三菱UFJ信託銀行）までお問い合わせください。
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部テレホンセンター
0120-232-711（通話料無料）
（受付時間 土・日・祝祭日を除く9:00～17:00）



5. 株式の売買に関するQ&A

Q 1：相対売買の具体的方法を教えてください。

STEP 2

・株式譲渡を受けた組合/組合員は、名義書換手続きを行います。



STEP 1 の後は、株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）に対して以下の書類をご提出ください。
なお、必要書類（株券及び※2,5を除く）は株主名簿管理人から様式をお受け取りください。

		必要書類
今回初めて商工中金の株主名簿上の株主になる方		・株式名義書換請求書 ・株券（裏書済み） ・ 株主資格証明書 ※5 ・株主資格を証明するための添付書類※2 ・株券不所持申出書※3
既に商工中金の株主名簿上の株主である方	(1) 株主資格を喪失している方、 「届出事項変動通知書」※1を受領した後、株主資格証明を行っていない方	・株式名義書換請求書 ・株券（裏書済み） ・株券不所持申出書※3
	(2) (1) 以外の方	・株式名義書換請求書 ・株券（裏書済み） ・株券不所持申出書※3

※1「届出事項変動通知書」

当初商工中金に対して表明している内容では株主資格が充足されない株主の方に送付しています。
(例えば、所属団体が商工中金の株式を全て売却した場合及び所属団体が株主資格を喪失した場合に、当該団体の構成員である商工中金の株主の方に対して送付します。)

※2 株主資格を証明するための添付書類

	必要書類
団体の場合	・登記事項証明書（名義書換請求日の過去3ヶ月以内に発行されたもの）
構成員の場合	・登記事項証明書（名義書換請求日の過去3ヶ月以内に発行されたもの） ・次のいずれかの書類 1. 所属団体の組合員名簿の表紙（組合名が記載されているページ）及び商工中金の株主となる構成員の名称等が記載されている名簿のページをホッチキス止めしたもの 2. 所属団体が所属を証明する書類 ※5

※3 名義書換後に株券の保有を希望されない場合

※4 上記のほか、配当金を振込で受け取ることを希望される場合は「配当金振込指定書」の提出も必要となります。

※5 当金庫所定の様式となります。当金庫HPよりダウンロードいただけます。



お手続きに関するご照会は株主名簿管理人
（三菱UFJ信託銀行）までお問い合わせください。
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部テレホンセンター
0120-232-711（通話料無料）
（受付時間 土・日・祝祭日を除く9:00～17:00）

5. 株式の売買に関するQ&A

Q2：基準価格とはどのようなもので、いくらですか。また、注文価格の上限価格、下限価格はいくらですか。

A2

- ・「基準価格」は、商工中金の提供する価格情報を参考として野村證券株式会社が設定するもので、決算期末（半期）における1株当たり純資産額（連結ベース）が採用されています。
- ・2024年1月から6月の基準価格は220円となりました。
- ・基準価格の上下10%の値幅制限（端数は、上限価格は切捨て、下限価格は切上げ）が設定されますので、注文価格は、その範囲内になります。
- ・ただし、基準価格変更時の直前のつけ合わせにおける需給状況によっては、上限又は下限を10%を超える水準に拡大する場合があります。（注）

適用期間	基準価格	適用決算期	下限(注文)価格	上限(注文)価格
10/07～12月	1 3 5 円	10/03期決算	1 2 2 円	1 4 8 円
11/01～06月	1 3 9 円	11/03期中間決算（10/09）	1 2 6 円	1 5 2 円
11/07～12月	1 4 1 円	2011/3期決算	1 2 7 円	1 5 5 円
12/01～06月	1 4 4 円	12/03期中間決算（11/09）	1 3 0 円	1 5 8 円
12/07～12月	1 4 5 円	12/03期決算	1 3 1 円	1 5 9 円
13/01～06月	1 4 7 円	13/03期中間決算（12/09）	1 3 3 円	1 6 1 円
13/07～12月	1 5 2 円	13/03期決算	1 3 7 円	1 6 7 円
14/01～06月	1 5 3 円	14/03期中間決算（13/09）	1 3 8 円	1 6 8 円
14/07～12月	1 5 2 円	14/03期決算	1 3 7 円	1 6 7 円
15/01～06月	1 5 4 円	15/03期中間決算（14/09）	1 3 9 円	1 6 9 円
15/07～12月	1 6 0 円	15/03期決算	1 4 4 円	1 7 6 円
16/01～06月	1 6 4 円	16/03期中間決算（15/09）	1 4 8 円	1 8 0 円
16/07～12月	1 6 1 円	16/03期決算	1 4 5 円	1 7 7 円
17/01～06月	1 6 4 円	17/03期中間決算（16/09）	1 4 8 円	1 8 0 円
17/07～12月	1 7 5 円	17/03期決算	1 5 8 円	1 9 2 円
18/01～06月	1 8 3 円	18/03期中間決算（17/09）	1 6 5 円	2 0 1 円
18/07～12月	1 9 2 円	18/03期決算	1 7 3 円	2 1 1 円
19/01～06月	2 0 0 円	19/03期中間決算（18/09）	1 7 3 円（注）	2 2 0 円
19/07～12月	1 9 6 円	19/03期決算	1 7 3 円（注）	2 1 5 円
20/01～06月	2 0 1 円	20/03期中間決算（19/09）	1 7 3 円（注）	2 2 1 円
20/07～12月	1 9 6 円	20/03期決算	1 7 3 円（注）	2 1 5 円
21/01～06月	1 9 9 円	21/03期中間決算（20/09）	1 7 3 円（注）	2 1 8 円
21/07～12月	2 0 5 円	21/03期決算	1 7 3 円（注）	2 2 5 円
22/01～06月	2 1 3 円	22/03期中間決算（21/09）	1 7 3 円（注）	2 3 4 円
22/07～12月	2 0 9 円	22/03期決算	1 7 3 円（注）	2 2 9 円
23/01～06月	2 1 3 円	23/03期中間決算(22/09)	1 7 3 円（注）	2 3 4 円
23/07～12月	2 1 7 円	23/03期決算	1 7 3 円（注）	2 3 8 円
24/01～06月	2 2 0 円	24/03期中間決算(23/09)	1 7 3 円（注）	2 4 2 円
24/07～12月	2 3 3 円	24/03期決算	1 7 3 円（注）	2 5 6 円

5. 株式の売買に関するQ&A

Q3： 配当の状況はどうか。

- A3
- ・配当金の推移は、下記のとおりです。
 - ・2024年3月期の配当は、「株式1株につき3円」でした（次回の配当基準日は、2025年3月31日です）。

	09/3期	10/3期	11/3期	12/3期	13/3期	14/3期	15/3期	16/3期	17/3期	18/3期	19/3期	20/3期	21/3期
1株当たり配当金	1.5円	3円	3円	3円	3円	3円	3円	3円	3円	3円	3円	3円	3円

	22/3期	23/3期	24/3期
1株当たり配当金	3円	3円	3円

Q4： 株式のつけ合わせ等のスケジュールはどうなっていますか。

- A4
- ・2024年7月～12月のスケジュールは、下記のとおりです。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
つけ合わせ日	2024.7.16	2024.8.15	2024.9.17	2024.10.15	2024.11.15	2024.12.16
売り締切日	2023.6.25	2024.7.25	2024.8.27	2024.9.24	2024.10.25	2024.11.26
買い締切日	2024.7.8	2024.8.7	2024.9.9	2024.10.7	2024.11.8	2024.12.9

5. 株式の売買に関するQ&A

Q5：ストップ配分とはどういったものですか。

- A5
- ・証券取引所制度にならい、つけ合わせ時に値幅の上限又は下限に張り付いた場合、注文の受付順に関わらず、合計注文株数の大きい注文者から順番に、最小売買単位である1,000株ずつ、対当する注文の残数量がなくなるまで割当する方式です。残数量がなくなるまで割り当てを行います。
 - ・下記のとりのステップとなります。

	ストップ配分方式
STEP1	上下限価格の注文をすべて同時に発注されたものとみなし、顧客口座毎に合算します。
STEP2	合計注文数量の多い顧客口座から順に並べます（同数量の口座の順位はランダムです）。
STEP3	対当する注文（ストップ安の場合は買い注文）を1売買単位（＝1,000株）ずつ各顧客口座に割り当てます。
STEP4	全顧客口座に1売買単位ずつ割り当てた後に、対当する注文が残っていた場合は2周目の割り当てを行います（以降、対当注文がなくなるまで繰り返す）。

（例）売り注文者A10,000株、B5,000株、C1,000株 買い注文者5,000株 の場合

合計注文数の多いA→B→Cの順に1売買単位ずつ割り当て、残注文がなくなるまで繰り返します。

	A	B	C	小計
売り注文	10,000株	5,000株	1,000株	16,000株
（買い注文）	—	—	—	（5,000株）
1周目	1,000株	1,000株	1,000株	（3,000株）
2周目	1,000株	1,000株		（2,000株）
【約定】	2,000株	2,000株	1,000株	5,000株
【残注文】	8,000株	3,000株	0株（完全売却）	